



紅葉

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安 蒜 俊 雄

〒271-0046

松戸市西馬橋蔵元町93

Phone : 047 (341) 8811

Fax : 047 (341) 8080

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日勤労感謝の日

- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

※税を考える週間 11月11日～11月17日



領収書の電子化 民法改正により今年9月から紙による受取証書(領収書)に代えて電子的な領収書の請求・受取が可能となっています。これにより、領収書の発行者は、紙代や印刷代等の経費削減、会計ソフトの連携、レジの混雑緩和、煩雑な書類管理の軽減が図れます。なお、電子マネーの場合は、決済画面が電子的な領収書に該当します。

旅費交通費を巡る 税務の勘所

— 証拠資料は残しておく —



旅費交通費については、一般に①宿泊を伴うような比較的遠隔地への出張等費用のことを「旅費」、②近距離の出張等費用のことを「交通費」として両者を区分経理している会社もありますが、「旅費交通費」として一括して処理している会社が多いようです。

この費用の処理については、目的により勘定科目が異なることや、それによって法人税の計算や従業員の年末調整の計算にも影響を及ぼすことなど、注意すべき点も少なくありません。

以下、旅費交通費を巡るポイントを整理してみます。

1 目的による勘定科目の違い

例えば、同じ地域に従業員が出張等をしたとしても、その目的により勘定科目は多岐にわたります。そのため、経理担当者は十分に出張等の理由を把握した上で、経理処理を行う必要があります(表1参照)。

具体的にとみると、次のようなものがあります。

- ① 交際費に該当するもの
 - ② 同業者とゴルフをするための旅費
 - ③ 自社が懇親会等で得意先を接待するために送り迎えたタクシー代
 - ④ 取引先の冠婚葬祭に出かけるときに交通費や日当、宿泊代
 - ⑤ 福利厚生費に該当するもの
 - ⑥ 典型的なものとしては、従業員の慰安旅行があります。
- ただし、名目上は社員旅行であっても、実質的には給与に該当するケースがありますので注意が必要です。国内旅行、国外旅行を問わず従業員の給与にし

ないためには、その旅行が「会社の主催」であることを説明(立証)できるようにしておく必要があります。

立証するための要件は、次の三点です。

- ① 旅行参加者の割合が五〇%以上であること
- ② 旅行費用が社会通念上、妥当な金額であること
- ③ 旅行の日程が四泊五日以内であること※

※ 海外慰安旅行の場合は、往復の旅行日はこの中に含まれません。現地の滞在日数を言いますので、飛行機中の経過日数を考慮せず四泊六日でもよいこととなります。

なお、勘定科目が誤っていても損金性が明らかであればあまり問題視されませんが、「交際費」や「給与」になるものを「旅費交通費」にしておくこと、税務上トラブルになります。

表1の中では、②、⑤、⑨が要注意となります。もし、交際費に該当すれば、資本金により課税対象の可能性が生じ、給与については、源泉所得税の問題

表1 旅費交通費の隣接科目

	出張目的	勘定科目
①	業務本来の目的	旅費交通費
②	交際親睦のため	交際費
③	研修のため	研修費
④	福利厚生のため	福利厚生費
⑤	観光のため	交際費又は給与
⑥	求人のため	従業員募集費又は旅費交通費
⑦	通勤のため	旅費交通費
⑧	転勤のため	旅費交通費
⑨	個人的理由	給与
⑩	取引先接待旅費	交際費
⑪	一般消費者接待旅費	広告宣伝費

が生じてきます。

2 通勤手当の再確認

通勤手当は、政策的配慮の下に非課税となる限度額を態様別に決めています。

この限度額を超えて支給したものは「給与」となるのでチェックが必要です。

3 旅費規程の活用

従業員が業務上の必要から旅行をして、その旅行に必要な金品を会社が支給した場合、それが通常必要と認められる範囲内のものであれば損金とされ、支

給を受けた従業員は「給与」として課税されることはありません。

通常必要と認められる範囲内のものかどうかは、旅行をする従業員の会社における職務内容や地位、旅行の目的、出張先への行路等によって判断されます。

具体的には、その会社と同業種、同規模の他の会社が支給している金額と比較して妥当かどうか判断されます。仮に不当に高額な旅費を支給していることになると、適正額を超える部分については給与として課税され、役員の場合には賞与となり、損金の額に算入されません。

また、本来、会社の業務出張旅費は実費精算が望ましいのですが、運賃や宿泊費のほか旅行中に要する諸費用も多く、これをすべて個々に精算していたのでは事務が煩雑になるばかりか、出張費用の抑制や、出張者相互間の交通費の公平を欠くことにもなります。

そこで、旅費規程を設け、出張先までの距離やその者の地位等に応じた一定額を支給することと、それが通常必要と認めら

れる範囲内のものであれば、たとえ支給額と実際の支出額の間で過不足が生じたとしても税務上問題とされることはありません。

国内出張旅費規程の一例（表2）を掲げます。会社の規模等も考慮して参考にしてください。

4 旅費精算書の整備

交通費は、領収書をもらえないことも多いため、それだけに何らかの証明や記録を残すことで経理処理を行います。具体的には、旅費交通費の精算書（本人が行先、用件、交通機関、使用区間、料金の明細を記入し、所属長の承認を得て精算する）をきちんと整えておくことが大切です。また、タクシー代などは、領収書をもらうようにしたいものです。その他、訪問先の名刺、カタログ類、写真等も調査等の際に証拠となります。最後に、精算書のフォームを掲げておきますので、これを参考に会社独自のアレンジを加えて活用しやすいものを作成すると便利です（表3参照）。

表2 役職別の旅費規程の相場・目安

役職	日帰り出張の日当	宿泊を伴う出張の日当	宿泊費
社長・役員	2,000～3,000円	4,000～6,000円	12,000～16,000円
部長・次長	1,500～2,000円	3,000～4,000円	9,000～12,000円
課長・係長	1,000～1,500円	2,000～3,000円	7,000～9,000円
主任・一般	700～1,000円	1,500～2,500円	6,000～8,000円

表3 旅費日当等精算書

I 旅費交通費等の明細						
月/日	項目 (支出した順に 書いて下さい)	金額			出張目的	
		交通費 円	交際費 円	通信費他 円		
/						
/						
/						
/						
/						
小計		①	②	③		
日当		宿泊費			備考	
日数	単価	泊数	単価	金額		
	円		円	円		
合計	④ 円		円	⑤ 円		
A 仮払金	B 旅費合計 (①+②+③+④+⑤)		差引過不足額 (A-B)			
円	円		円			
出張区域		期間	所属	氏名		
		月 日 日間		印		
II 管理責任及び処理・検印						
扱者	担当者	管理者	部	経理部	決済	

「睡眠負債」を見逃すな！

睡眠負債とは、寝る時間が短かったり、質が悪かったりすることで慢性的に寝不足になり疲労が蓄積した状態で、あたかも「借金」のように体への負担となって蓄積されることを指します。

まずは、あなたの睡眠負債をチェックしてみましょう。

- 休日に普段の2時間以上長く寝る
- ベッドに入って5分以内に寝落ちする
- 電車に乗るとすぐにうたた寝する
- 起きて4時間経過しても眠気を感じる
- 夜中に2度以上目が覚める
- いびきをかきやすい

このような傾向がある方は、睡眠負債の可能性が高いです。寝落ちと寝つきが良いのは全く別物です。睡眠負債の状態を放置すると仕事の処理能力が低下するだけでなく、自律神経失調症や高血圧、糖尿病などの生活習慣病になるリスクが高くなったり、

免疫力が下がったり、命を失うこともあります。会社が債務超過に陥ったら倒産してしまうのと同じことなのです。

寝だめすることで負債を返済することはできません。毎日少しずつ質の良い睡眠時間を増やすことが大切になります。

解決策としては、①起きる時間を一定にする、②起きたらまず太陽の光を浴びる、③昼寝は15～30分程度、座ったままする、④入浴は就寝の1時間前にする、⑤スマホやパソコンの使用は寝る1時間前までにする、⑤寝室の照明を消す、などが挙げられます。

睡眠負債を休日に寝だめで返済する対処法は体内のリズムを狂わせ、かえって体調不良を招いてしまうためやめましょう。平日に20～30分程度睡眠時間を増やすことから始めてみてください。市販薬も出ていますが、早寝と適度な運動で生活習慣を見直し睡眠の質を高めることで、コロナ禍でも負けない体づくりを是非心掛けてください。

増えている家計の貯蓄率

新型コロナウイルス感染の影響により旅行や外食の機会が限られたことで、消費が減り余裕資金が貯蓄に回っているため、家計貯蓄率が上昇しています。

内閣府によると、2020年の家計貯蓄率(推計)は11.3%で26年ぶりの高水準となっています。上昇要因には、政府が1人10万円の特別定額給付金を配ったことも挙げられています。

過去の貯蓄率をみると、2016年から2018年は1%前後、2019年は3.2%でしたので、2020年の上昇が際立ちます。

しかし、家計の貯蓄率は今後、再び低下する可能性が高いとみられています。その理由としては、コロナが収束に向かえば賃金収入は回復する半面、抑制していた消費が拡大するためです。コロナで雇用維持が優先されてしまいましたが、賃金上昇のため成長産業に人材がシフトするような労働市場の流動性を高める改革も必要です。

四・四・八呼吸法

コロナ禍に伴うマスク生活で呼吸が浅くなっていますか。また、リモートワークで猫背によっても呼吸が浅くなると心身ともにデメリットが多くなります。即効でリセットできる「四・四・八呼吸法」を試してみてください。

一分間の呼吸数が四回と少なく、マスクで浅く速くなった呼吸をゆったりした腹式呼吸に切り替えられます。

また、肩甲骨周辺のストレッチ後に行うと効果的です。

手順は、次の通りです。

- ①楽な姿勢をとリ鼻から息を吐ききる↓②四秒かけて鼻から息を吸う↓③四秒かけて息を止める↓④八秒かけて鼻から細く長く息を吐く